

第 8 回南相馬市新庁舎建設基本計画策定 市民検討委員会 議事録要旨

日 時 平成 30 年 11 月 21 日（水） 10：00～11：45

会 場 東庁舎 2 階第一会議室

出席者

（検討会委員）

氏 名	所 属	役職等	出席
川崎 興太	福島大学共生システム理工学類 准教授	委員長	
道中内 好信	小高区行政区長連合会 泉沢行政区長		
大悲山 仁	鹿島区行政区長会 三区行政区長		
本間 健一	原町区区长連絡協議会 西町行政区長		
廣瀬 要人	南相馬市社会福祉協議会 常務理事		
青田 由幸	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会 会長	副委員長	
太田 秀明	南相馬消防署 副署長		
伏見 順栄	南相馬市消防団 原町区団副区団長		
遠藤 充洋	原町商工会議所 副会頭		
高橋 真	南相馬観光協会 事務局長		
森岡 和人	原町青年会議所 直前理事長		-
今野 秀幸	南相馬市小中学校 P T A 連絡協議会 会長		
星 ちづ子	鹿島商工会女性部（女性団体）部長		
廣畑 裕子	おだかぶらっとほーむ（市民活動）代表		
高橋 荘平	えこえね南相馬研究機構（市民活動）代表		
佐藤 美緒	キュービーズ（子育て団体）代表		
佐藤 晃大	公募市民		
齋藤 瑠津	公募市民		-

（事務局）

氏 名	所 属	出席
林 秀之	副市長	
石川 浩一	総務部長	
山田 勇人	財政課新庁舎建設課長	
森 修一	財政課新庁舎建設担当係長	

（委託業者）

氏 名	所 属	出席
高橋 敬宗	（株）国際開発コンサルタンツ 仙台支店 プロジェクトマネージャー	
阿部 政徳	（株）国際開発コンサルタンツ 仙台支店 専門役	

次第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事録署名人の指名
4. 議事
 (1) 新庁舎建設場所の検討について
5. その他
 第9回 会議開催予定
6. 閉会

議事概要

1. 開会 (10時00分開始)

事務局

ただ今から第8回目の市民検討委員会を開催させていただきます。森岡委員につきましては仕事の関係で欠席という連絡がございました。次第により委員長のご挨拶をお願いします。

2. 委員長あいさつ

委員長

前回は場所の候補地3箇所、現庁舎、文化会館、高見町という候補地を3箇所選定しました。今日はその3箇所について、形式的なスタディを含めて、色々、検討資料を用意していただいたので、これまでと同様に慎重な審議をよろしくお願いいたします。

事務局

3議事録署名人の指名から委員長の進行でお願いします。

3. 議事録署名人の指定

委員長

今回は道中内委員と佐藤美緒委員をお願いします。4に入りまして、議事1件だけです。「(1)新庁舎建設場所の検討について」、事務局よりご説明をお願いします。

4. 議事

【「(1)新庁舎建設場所の検討について」部外秘を含めた各種資料により説明】

委員長

大きく2つご説明いただいた訳ですけれども、議論がごっちゃになってしまうといけませんので、まず、文献の事と数字の根拠について、我々は、少なくともこういう文献に準拠して、算出されたものだということを知っていればいいということですね。あと、指標・算出根拠、1.2kmの根拠ですね。文献と算出根拠の件、よろしいですか。それでは、2つ目の場所に関する事で、最初に確認ですが、我々が3つの色々と評価指標をあてて“ ”とつけてきましたけれど、さらに絞り込むということではなく、こういう尺度、物差しで、評価して良いかどうかを議論すればよろしいのですね。絞り込む必要はないですね。

事務局

はい。

委員長

そういった観点でご議論いただければと思います。

委員

2点ほど、1点目は日影の影響について、年間のどの時点での日影の影響なのでしょうか。2点目は、この用地買収を含めたときのものがこの時点で未だに部外秘で、その資料を出されて、どういった位置づけ、議論を期待しているのかという部分が2点目です。

事務局

1点目、日影の基準日は冬至日、冬至の日に一番日影が長くなる時の9～4時の時間で、どれだけ日影になるかという基準であります。

2点目、部外秘で提示させていただいているところは、これまでもある程度、整理をしてより使いやすい形としていくということも、1つの視点としてどうだというのがありました。その上で、3候補地で評価しながら民地を検討していく場合、効果がこれだけあるということ、まず、効果が上がるということで、今後、基本計画策定までの間に、改めて近隣の地権者にあたっていきたいと考えております。ある程度、この委員会では、市有地を基本にというアンケートとか、市民の声がありますが、より効果的な部分では、一部民地も視野入れて、動くのも1つの方法ではないかということを確認いただければ、当たっていきたいということ、今まで市有地を基本で議論を進めてきておりましたので、そこに民地を一部入れ整備していくことを、この委員会の中である程度、そういう方向性も1つの視点ではないかと整理をしていただければ、今後、動いていきたいと考えていたところで提示しました。

委員

今の説明で概ね分かったのですが、この中身について皆さん触れると思います、議事録はどういう扱いになるのですか、その部外秘の部分は全部カットされるのか、議事録として必要な部分を抽出して残すのか、それとも全部議事録として残るのか。

事務局

説明の冒頭でも申し上げましたけども、事業性評価の4つの視点、項目で、それぞれに3つ、2つの評価の視点を立てました。ここの部分でご意見をいただきたいと考えています、あと、基本的に部外秘の部分は、議事録に表記しないという形をとりたいと思っております。

委員長

最終案として、ここにしましたといった時に、民地のありなしの部分が資料の中に全然なくて、どういう見え方をするだろうと、そういう話でもあったのかと思ったのですが。

委員

経過ですね。

委員長

テクニカルなところでもありますので、事務局で整理していただければと思います。

では、審議としては、評価指標ではなくて、実質のもの、実質というところですが、部外秘があるわけですね。これは、基本、この敷地の場合は、民地を取り入れた方が効果は高いので、ここの場所になった場合は、民地を取り入れることに最大限努力して、実現してい

きたいということで良いですかね。大事なことは、仮に、民地になる同意が得られなくても、そこで進めるというスタンスで、我々、議論すればいいのですよね。

事務局

はい。

委員長

よろしいですか。「はい」ということです。

委員

基本原則を崩すことになるのではないですか。

委員

民地は考えないということだったでしょ。財政負担だからと。

委員長

考えないということではなくて、これを基本とするという意味で。

委員

記録にも出ない、部外秘ということではいけば考えないということと同じですよ。

委員長

ちょっと違うとは思いますが。事務局の整理としては、前回までにいくつかの指標を基にこの3つの土地を選んだ訳ですが、経済性・事業性がある、市有地が基本だという訳ですが、ややそこは外れてしまうようなところはあるものの、他の観点を考慮すると、この3つの敷地で民有地を入れた場合でも、大きくは変わらないという定義だと思います。

委員

だとすれば、文言的に民有地を入れるべきでは、先程の議事録に入らないですよ。

委員長

事務局としては、どういう考えで前回までの検討・経過を考えていて、今回どう位置づけられるかということなのですが。

事務局

一定の整理をした上でそれも含めた形で出していくべきかと、今の意見を十分に踏まえまして、いずれかの時点では書き込んでいきたいと考えています。

委員

例えば自動車交通は、現庁舎は特になしと書いてある、実際にアンケートの中では、駐車場が狭いばかりではなくて、“入りづらい”という、大きい交差点で、右折ラインの中から入らなければならない。当然、そういう大きい交差点だから、現庁舎もゆめはっとも同じだろうけど、そういうのは何も問題ないですと言って、高見町の方は色々問題ありますと。本庁舎の前だって渋滞をずっと起きているのです。市の方で方針が2つくらいに絞られているのではないかと、だから今までの議論は何だったのだろうかという感じがします。

委員長

そういう疑念をどうしても持ってしまうというようなご意見だと思いますけれども、必ずしもそうではないと思うのですが、あくまでもこれは客観的に、我々に検討するための資料として提示していただいている。もし、今みたいな、ここがおかしいよということがあれば、ご意見をいただきたいと思う。その中で、自動車交通については「特になし」と、高見

町のところは「問題あり」という書き方なので、ここは根拠があって、発生集中交通量の分析とか行われて特になしと書いているのか、そうではなくて、日常生活値というか、実感としてこうではないかということで書いているのか。

事務局

実感で考え、評価しています。

委員長

委員のご意見では実感合わない部分があるので、何か客観的な物差しを精緻な交通量予測はいらなと思いますけれども、主観評価だと大分違ってしまうので、そういったところは精査して、次回以降に出していただければと。これに限らず、「もうちょっと、こういう評価は違うのではないか」というところが何かあれば。言ってしまうと、結局、この“ や ”が大きな候補地選定の基準になってくるので。

委員

文化会館駐車場に作った場合、「来客駐車場の代替地確保」というのはどこになるのか。

当然、4階建て5階建て、あと外構を入れると約1年半～2年くらいかかると思うのですが、その間の駐車場対策として、代替地の確保というのは書いてあるのですが、実際に代替地の確保というのは可能なのかどうか。

事務局

仮にそこが選ばれた場合、必ず確保しなければならないことであり、想定される場所は、保健センター駐車場など他にもあるかと思います。県の敷地を借りたり、民地でも借りられるところは借り、確保していくと思っているところです。

委員

近くにはないということね、遠くというのはどのくらい、1kmくらいか。

事務局

1km圏内くらいで、2kmまではいかないところで探すしかないかと。

委員

今でさえ、ちょっとしたイベントの時に駐車場が足りない、遠くに止めて歩いている人が結構いますけど、その間にこういう問題が起きると「何でここにつくるのかな」と、市民は不審に思わないか、「あなたらが委員だったのでしょ」と言われても困る。

委員長

どこに選ぶにしても、いいことづくめではないと思うので、何かいいことがあれば我慢しなければならぬところは出てくる、上手くやらないといけないなという風に思います。

委員

建設中には、三島の175台のところも使えなくなるのか。

事務局

現場事務所や機材とかを置くのに、ある程度の敷地は必要になると思います、175台は置けないとしても、50台くらいしか確保できないのではないかと思います。

委員

来年の10月20日の福島県小中学校のPTA大会で1400台の駐車場が足りないということで、既にジャスマールの管理者に交渉し、ジャスマール側はOKしています。1km先になるのです

が、今でさえ大変なので、混雑が予想されるという風に思います。そういうことから、そこは適地ではないという風に私は考えます。

委員長

ご意見ということですね。

委員

今までで3候補地を決めたじゃないですか。今日、それ以外にも絞れということですか。

事務局

今日はこの事業性評価の、それぞれ経済性であれば、概算事業費、付随工事、工事作業回数というのを、我々は評価の視点として考えた訳なのですが、それ以外に「こういった視点があればいいのではないか」とか、この事業評価の中身ではなくて、評価の視点の部分で、皆様のご意見を賜りたい。採用できるものがあればそれも入れ、評価をしなおし、最終的に、3箇所の中から行政で1箇所に絞り込んでいきます。

委員

概算事業費が色々計上されています、それは新たな道路整備、付随する道路、狭あいな道路の拡張なり、そういった工事の費用も全部概算事業費の中に入っていると、そういう理解してよろしいでしょうか。

事務局

付随する工事や、その周辺の整備の費用について含まれておりません。これは基本構想からお示ししているように、庁舎建設についての費用での比較です。そういった費用が必要になれば、この概算事業費にさらに上乘せになる、狭あい道路を整備するといっても、どこまで整備するというのは、今の段階では費用として算出するのは難しい。そういったものが今後、追加になる認識でいただければ。

委員

「まちづくりの適合性」で、自動車交通という部分があります。その項目の中で、先程委員長からもありましたが、客観的な根拠を勘案しないで、「特になし」とか、「問題なし」とか。そういった答えが出るのはやはりおかしいと思います。それも視野に、客観的な数字も勘案した上で、道路整備、狭あいな道路整備など、そういった部分も、利用しやすさとして視野に入れていかないといけないと思ったのですが、あるものをただ利用するだけの視点では、色々な無理が出てくると思ったのですが。

事務局 副市長

今ご意見いただいたところは尤もでございます。特に自動車交通、「特になし」ではなくて、「現況と変わらず」という風なことだと思えます。今回お願いするのは、左端のグレーの部分、評価項目です。基本情報の「経済性」、「実現性」、「敷地利用性」、「まちづくりへの適合性」、これに関わるものを皆様方にご意見いただいて、市の方で固めます。それから各3つの場所について、付随する工事についてはどのくらいかかるかというふうなことで、1番の現庁舎敷地についても、付随する工事は「特になし」とありますが、現在の道路を潰すようになりますので、これから評価項目を確立した上で精査して、再度、お示ししたいと考えております。

委員長

そういうことでよろしいでしょうか。

委員

この会の中で決めること、または変更されることというのは、グレーの部分ですよ。

それに対する評価というのであれば、先程言われたように「特になし」はこういう部分で書いていきますといいますが。例えば、敷地周辺の狭あい道路の整備、これは“ ”だといえるのですけど。では、この“周辺”の定義というものはどのくらいなのですか。何ををもって狭あいなのですか。それから、3番の「敷地利用性」の中の「駐車場の確保」のところで、立体駐車場にして何が“ ”なのか、というのもこれはおかしいだろうと。立体駐車場にしても、“ ”になる必要がない、これは“ ”でいいのではないかと思います。それから、もう1つ上にいきますけど、「実現性」の「不適格要素」の中で、高見町の部分は「特になし」ということで“ ”になっていますが、特になければ、“ ”ではなく“ ”で良いですよ。この辺は、とにかく見直しをやらないとおかしいですよ。あとは、先程の自動車交通に関しても。今あれだけ混雑して危険性もあるのに、何もなしと書いている訳ですから。この辺のところは今日皆さんで議論していただいた方がいいかと。

委員長

必ずしも全部が数字で、根拠をもってというふうにはならないと思いますけれども。委員の中で少なくともこれで良いよねとするために、ある程度客観的な物差しが必要だと思いますので、可能な範囲でお示しいただければという風に思います。それと併せて、委員がおっしゃったのは、それぞれの項目について、全部かどうかは分かりませんが、どういう場合が“ ”でどういう場合が“ ”でということが。少なくとも、この委員の中で、最終的な報告書では分かりませんが、共有認識を持っていないとそれぞれの人で評価が違ってしまふところが出てくるので、そういった資料も必要かなと思います。

委員

この場所の問題なのですけれども、基本的な前提条件として、民有地は出来るだけ利用しない、そういう前提でスタートし議論してきたと思うのです。ここに来て基準を変えるのはフェアではないのではないかと思います。民有地を含むという事ならば、これを前提条件に最初から含んでいけば、もっと新たな土地が出てきたかもしれません、基準を変えていますので、ダブルスタンダードのような形になっているのです。これが市民に公表された場合に非常に不信感を持たれるのではないかと思います。ですから、この選択肢の部分については、慎重に取り扱わないと大きな混乱を招くのではないかと思います。

委員長

そこは、先程申し上げた通りだったのですが、言葉をどう捉えるかによります。過去の資料を持っていないのですが、「市有地を基本とする」という書き方でしたよね。だから、現庁舎にしても、市民文化会館にしても基本としているのは間違いありません。ただ、民地を付け足せばもっと少し良いプランが出来るという話が今日の流れなので、そういった意味では、別に反してはいないと思うのですが。

委員

より有利な情報を後から付け加えているというところがですね。フェアではないですよ。

委員長

そういう面はあると思います。何かその点に関して、事務局からはありますか。

事務局 副市長

これに関しましては、まず、市有地を基本とするというのは皆様のご意見の通りでございます。その上で、委員の方から「もし、この現庁舎近辺の私有地を買収した場合、もっとより良くなるのではないか」というようなお話がございました。「そういった場合に、どのくらいの事業費がかかるか検討してみてもどうか」というお話から、こういった資料を出させていただいております。確かに、私有地を買収すると、今以上に、仮設庁舎をつくる必要もなくなりますし、経済的にもより良いものができるという風に考えたことから、行政としては皆様方に資料を作成して、提出して、こういう部分について、参考にさせていただいてと、こんな風に考えたところでございます。私有地を買収しなくても、皆様方からこの3ヶ所を候補として上げていただいておりますので、この3箇所の候補地のうち、さらに良くなるもの、手法があるかどうかというのも、やはり行政の方としては、検討しながら委員の皆様方にお示していくのが役割だと考えておりますので、議事録に載せて公表するかどうかにつきましては、これから検討していかなくてはいけないと思いますが、いずれの段階で、委員の方から、こういった部分を検討してくれというものを検討して、こうですというものを市として示さなくてはならない時期が来ますので、それが次回になるかというのは、これから、内部の方でも検討して、皆様にも相談しながら、そんな風に思っております。

委員長

冒頭で事務局に確認したのは、この3箇所のうち、この文化会館と現庁舎については、民地を取り入れた方が、効果が高そうなので、行政としてはそれを取り入れることを前提としたいけれども、仮に地権者の同意が得られなくても市有地で建設する、「それでいいですよ」ということで、「いいです」ということだったので、市有地を基本としていることは変わらないと思いますが、出てきた順番、経緯もありますのでご尤もな意見をいただきました。

委員

現庁舎はおそらく、駐車場という風なことになると思うのですが、そうすると、信号を2つ渡っていく場合が出てくると思うのです。やはり、一番近いところに車を止めてありますから、文化センターで何かイベントがあれば、それは文化センターでいっぱいになってしまうと思うのですよ。そうした場合、大勢の人は、こちらの方に駐車しなくてはならない、そうした場合に、信号、2つ行くのですよ。そういった場合の、これをどう解消していくか、利便性をどう高めるか、この点についてもしっかりと、検討しないでいつ検討するのか、これは全然入っていないです。

委員長

それは付け加えた方がいいですね。

委員

これは当然、考慮しなくてはならない事項ですから、検討していただきたいです。

委員長

駐車場から建物への歩行者動線ということですね。

委員

その件に関しては、PTA連絡協議会の方で、施設利用に関して、地下歩道、陸橋を構える

とか、そういった意見や要望が出ております。それをしっかり委員会の方で伝えていただきたいというお話がありましたので、改めてここでお伝えさせていただきます。

委員長

是非、盛り込んでいただければと思います。

委員

あとはバス停を駐車場の中に入れて、渋滞緩和策をとっていただくということで。

委員

この概算事業費ですけど、改めてこの数字では分からないので、これは建屋内、外構とか、2つぐらいに分けてもらわないと。例えば、文化会館の方につくるのが73.9億、高見町が79億ですが、両方、同じ平場で作っているのに、なんでこんな6億近い差が出るのかという、せめて、建屋と外構ぐらいは、内訳として書いていただければ。

事務局

今回は、総括だけを採用しました。

委員

評価項目に関しては、特には問題ないと思うのですが、それぞれを比べるときに3段階評価の“ ”で、それぐらいあると思うので、これ自体が絶対的に評価されているのか相対評価なのか分からないですね。例えばですが、3段階から5段階とかにして、必ず、相対的に1つの項目ごとに振っていくとか、そういうことをすれば、おそらく納得するのではないかなと。

委員長

その点について、先程の委員の言葉を受けて、私もどういう場合が“ ”でどういう場合が“ ”でと。5段階まで刻み込めるかどうかは分かりませんが、どういう基準で“ ”になっているのかがある程度分かった方が良いという風に事務局にお願いしたいところです。

委員

評価項目についての記載ですが、部外秘になっている部分、民地買収した場合の概算事業費の部分で、敷地と建物の位置関係を見ますと、東庁舎は潰す形になりますよね。その場合の仮設庁舎が必要になれば、概算事業費が上がるものになりますし、東庁舎のために引っ越し作業が出てくる、その引っ越し作業回数は1回ではないですよ。そういう所も評価に含めていただいた方が良いのではないかなと考えております。

委員長

評価指標の「まちづくりの適合性」がありますが、分かるから良いのですが、厳密にいうと「まちづくり『方針へ』の適合性」として、それから「まちづくり方針への適合性」というところに「法令制限」がありますが、これは法的に禁じられているかどうかということなので、「適合性」というよりはむしろ「実現性」の所に入れるのが適切かなと思います。それから、法令制限ではなくて、「上位関連計画との適合性」というのが、ここに入るのですね。前回までの資料でも、色んなマスタープランが書いてあるところがありますけれども、それに照らし合わせてどうなのかということがここに入るべきではないかと思いました。

副委員長

候補地評価のところ、前の評価指標の中に、「都市のコンパクト性」と「防災の安全性」

というものもあったのですが、この「防災の安全性」というのは、特に南相馬市の場合は、大変だったということがありますので、これからの災害に向けてとなった時に、これをどこかに当てはめた方がいいのかなという風に感じます。同時に、「公共交通の近接性」という評価があったと思うのですが、それも、評価指標の中に入れていった方がいいかなと。その中で、公共公益施設との徒歩圏800mという中で、一概に例えば文化センターとか、保健センターというところと、例えば消防、警察、総合病院のところの評価が、果たして同じでいいのかという感じもするのです。それがやはり、その辺の評価の仕方も考えなければいけないのかなというのがありました。

委員長

前回まで、3つの候補を選定する上での評価の指標と今回の指標が、抜け落ちているものがあるので、それとの関係性はどうかということ、もうちょっと分かりやすく示してほしいということだと思います。もう1つは、前回との関係性を改めて整理する中で、その指標の中でもうちょっと重み付けというか、メモリ打ちというのですかね。物差しはいいとしても、メモリ打ちはどうかと、その基準が分からないということですよ。この“ ”と同じですよ。どういう場合は“ ”でとか。今おっしゃったのは文化施設と公共施設の重み付けがちょっと違うのではないかというお話でしたけれども。もうちょっとそういったところをクリアにした資料を提示していただければ、我々内部でも客観的な審議が出来るのではないかという話だった訳ですが。その点については次回、資料としてご用意いただければということによろしいですか。勿論、可能な範囲でということですよ。

事務局

前回までは候補場所の選定で、民有地も含めて、この公共施設とかの近接性とかが市の評価として、そこで場所が決まる。事業性評価で、3つで検討した場合どうか。というので、この場所の評価と、今回示した事業性評価、これがそれぞれ“ ”の基準とか、そういうものをちゃんともう一度精査した上で、これら全てを併せて総合評価という形で1箇所絞っていくと風な考えでいましたので。ここで、この資料で「2.総合評価」という風に、総合評価の考え方ということでは、分かりづらいようになってしまったので。

委員長

両者の基準の関係性をクリアにして下さいと言ったのです。全部ここに盛り込んで評価しなおすということではなくて。関係性が今日は書かれていないので。

委員

提案ですけど、“ ”ではなくて、普通に数値化すればいいのでは。

委員長

それは、難しいですね。どういう場合は1点“ ”が3点で“ ”が1点とか。

委員

分かりやすさから言えば、その方が分かりやすいです。

委員

この図面案で文化会館の駐車場の図面があるのですが。実際、用地買収しない場合に、東側に庁舎を建てる。それで、当初から、先程、立体駐車場容認の意見もありましたので、私もそこに乗っかるのですが。例えば、この評価のところ、文化会館の駐車場が“ ”に

なっているのですが、用地買収がないという前提だと、北西側の入口までがこの縮尺で約150mあるのですね。高齢者に優しいために立体駐車場ではなく平置きにするという議論も当初からありましたけれども。片道150m、往復300mを歩かなければいけないというのが、果たして高齢者に優しい施設になるかどうか。その辺の、先程から言われているその線引きというか。ただ、「台数分を確保しました」というだけでは、本当に良い施設にはならないのではないかなという風に思います。なので、面積があるのは分かるのですが、もうちょっと一捻り必要になるのかなと思うのですが、如何でしょうか。

事務局 副市長

そういった観点からすると、この部外秘の用地の真ん中に建てて、なるべく駐車場からの距離が遠くならないような配置、というのが部外秘の通念なのですね。ですから、数字上は当てはまるのですが、この場所により良い施設を建てようとする、どうしてもこういった状況が出てきますので。その辺をこの実現性と経済性、良く検討しながら詰めていきたい、このように思います。こういった駐車場というのも含めて。

委員

その図面で、4階・5階建てという形は書いてあるのですが。何階建てでも1階の形は同じだという図面ですか。例えば、現庁舎で表に30台と書いてあって、裏は立体駐車場だと。では表に入ったら、車止めるところがなかった。また、公道に出て無駄に行ったりするという不便さ。中に通路を設けて、そのまま車で動くとか、分かれていては、危ないし。何階建てでも形が同じだから、これは設計上の問題。やはりこの現状案の表に30台、裏に立体駐車場というつくりは、今の駐車場の問題と何の変わりもなく、改善されていない状態ですね。

委員長

台数だけではなく歩行者動線とか、そういうものも勘案して、検討しなければいけない。

委員

どこの地区でも構わないのですが、だいたい遠くの方に車を止めるとき、歩道を決めたら、そこに全部屋根をつけてもらう。そうしないと、遠くに止めた人も、車が入りやすいし、屋根があれば。大抵そういうおしゃれな形はどこでもやっていると思います。

委員長

遠くの場合は屋根をかけて下さいということですね。

委員

歩道の箇所だけにね。

委員長

勿論、非常に大事なご意見だと思いますけれども、まず、我々は、場所がこういった観点で検討すれば適切かというのを議論しなくてはいけなくて。その上で詳細な設計についてはそれぞれの敷地で最大限やっていくという、段階があると思うのですが。だけど、非常に大事なお話だと思います。屋根を実際にかけるかどうかは分かりませんが、あまりにも遠い場合は何らかの対応が必要だということ。

事務局

先程、建物の面積というので、4階ですと1階の床面積は約3,000㎡で見えています。想定で12,000㎡の延床を考えると、3,000㎡で4階建てになる。5階建ての場合は床面積2,400

m²、ひと回り小さくした形での高さに、4階、5階で床面積が変わっています。

委員

資料を基にこの3つの候補地について自分なりに評価してみたのですが、その結果、私の評価では現庁舎敷地はないなと思って今日は参加してきている。ところが、新たな条件を出されると、一気にこの現庁舎敷地が有利になることが、ここにちょっとしたわだかまりがある。

委員長

新たな条件というのは、民地のことですか。

委員

きちっと説明をしていただきたい。わだかまりを持ったまま、会議は進めたくないと思う。

委員長

市有地を基本とするという大原則あっての話ですから。冒頭の「どういうスタンスで我々は議論すればいいんだ」ということにも関わってくるのだと思いますけれどもね。

委員

今のことしか考えていない。やはり、作ってその後のことを考えている評価ならいいですけど。片方は作った後を評価して、今の評価をしている、2つに分かれている。特にこのまちづくりの適合ということで、高見町については、大変厳しいような評価なのですが、道路とか何か作ってきちっと整備したら、この評価でいいのかどうか。これはちょっと問題だと思います。もう1つはアンケートの結果は、何のために取ったのか理解出来なくなってしまふ、かなり疑問に残る。それで、今、こうやって後出しじゃんけんのような形で、民有地をやりましょうと、理解出来ません。これは、もう少しやった上で、出来たときのことを考えてみる。どういう風な形になったか、したいのかという部分もやはり考えなければならない。最初はそういう形にしないと駄目だと思う。これで言ったら、みんな現庁舎か文化会館のどっちかに作る想定しかしてない。それだったら最初からそういう風に言ってもらえれば、我々も検討の仕方が変わったと思う。

事務局 副市長

民有地を買収できるかどうかは、全くの不透明といえますが、果たして、取得できるかどうかは何とも言えない、大変難しいと思います。あくまでも皆さんからご意見いただいたこの3つに絞っていただきましたので、この3つの中から、より良い場所の方を、委員からご意見いただきましたので、こういう手法もあるのではないかと、それは一部の民有地の買収もあるのではないですかと、そういうこともご理解いただきましたので。それを含めて、3つの中から行政の方としては、進めていきたいと思っているので、この現庁舎ひいきということでは全くございません。買収というのは基本的に難しいので、市で最初から民地を買収して、この場所だということは一切ございません。そのことだけをご理解いただきたいと思います。とりあえず、委員の皆さんから、ご意見いただいたこの3つの場所から市の方で一番良い場所を選んでいきたいと。そのためには、この評価項目、こういう評価項目でよろしいですかということで、今ご議論いただいて、市の方でその中から選んでいきたいとそんな風に考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

委員

副市長の説明で納得するのです。我々が出した結論はこの3つですから。ここからどうしていくかという話し合いをすべきだと思うのですね。今日出された資料は仮説ですから。従って、我々が出したこの3つの結論から、どういう風に絞り込んでいくか、そういう方向で話し合いを進めていただきたいという風に思います、そうすればすたとんと落ちます。

委員

選ばれた時に、その先に民有地を入れるとこういう選択肢もありますという提示として見る分には良いのかなと。ただ、それを民有地が確保出来る前提として考えてしまうと、本当に今までの議論はどうだったのかということになってしまうので、まずはベースの部分で話をさせてもらって、最終的に選ばれたところで、可能性としてこういうものもあると、前もって報告してあるという意味では、個人的には、今の話の中で理解出来たと考えます。

副委員長

項目の中で、もうひとつ捉えてほしかったと思いますのは、駐車場の確保の中に、確保と利便性という考え方。今日、部外で出していただいたところで見えてきたのが、例えば現庁舎の場合だと30台しか確保していないと、正面のところ。先程、裏側に確保しているという。利便性からすると、かなりよろしくないのではないかなと。例えば30台つくるのであれば、逆に言えば、今の時代であれば、高齢者とか障がい者の駐車場の確保だけでも30台かかってしまう訳ですよね。一般の人の駐車場というのは、やはり立体駐車場のある所に行くのではないかな。そう思うと、果たして利便性はいいのかどうかというところまで評価していかなければいけないのかなと思います。なので、市民文化会館の形もやはり同じ様な形で、正面のところは35台の確保しかない。そうすると、この利便性を考えたとき、駐車場の確保だけでいいのかという思いがしています。なので、この駐車場プラス利便性というところまで、考えられるかどうか。そこを検討していきたいなと思います。

委員

2点ほど。先程から議論に出ています用地買収かける、かけないで。確か、以前、積算、金額的な部分でお願いして。その時も確か極秘資料で、終わった後、多分回収された記憶があるのですけど。それで、一度提案していただいているということで間違いないですよ。

もう1点が、用地買収の話で言いますと、一番、最初にいただいた、4箇所の資料ですね。高見町敷地が図面上、2箇所ほど、筆が分かれているようなのですが、この部分というのは、所有者は国ですか、要は、少なからず用地買収というは発生するのかなと、当然、入口の部分の隅切り等々で用地買収というのは、少なからず、面積の大小に拘わらず発生してくるのかなと思うのですが。どうなのでしょう。

事務局

高見町のその敷地でいくと、6号線側と間で。

委員

それと、北側2箇所で分断されているようなのですが。

事務局

ここは確か市の公共物で、市の所有になっているはず。あとは管理者の方ここに建設するとした場合は、付け替え必要かどうかというのは管理者と今後協議という部分が入ってくるのかなと思います。1点目の民地買収のときの概算事業費は、以前部外秘ですが、委

員の皆さんには提示しております。その上で、その時提示した額のままになっております。
委員

今更ですけど、その時に極秘ではなくて正式にその議論の土俵に上げていけば、よく中身が変わったのかなという感じも、今更ですけどしますね。

事務局

そこは、結局、相手方がいる部分で。それは何度も部外秘の部分の説明するときは私どもの方でもやってきたつもりです。相手方がいるので、この委員会のものは全て公開というのが原則でやっていきますので、自分たちが知らないところで民地の取得の検討ということにはならないだろうという考えで言っていました。その点で前から、民地を視野に入れるのであればという風な。この委員会でもまとめになれば。そこから我々も実際に地権者の方にも、事前の説明なり、お話に行く場を今後設けていきたいというのは言ってきたつもりでしたので。まず3つのベースでより良くなるかというのを今後。

委員長

今回の計画は、慎重に進めるということで、より丁寧にやりたいということだと思います。

委員

平面図をいただいて、見たのですが、市役所が高層になりますので、日影の問題もそうですが、冬期、ここは利用出来ない場所が出てくるのですね。学校なんかもそうなのですが、校舎の北側が凍結してかなり使えない部分が出てきます。そういうことを考えると、出来るだけこの庁舎を北側にずらすと、図面上で、なっていますけど北側にずらすと。そういう配慮をしないと、かなり冬期は駐車場で苦勞する場面が出てくると思いますので、ご検討いただければと思います。

委員長

そうですね。大事な視点になると思いますね。まだ、建物配置も概略なので、単に箱を置いてみるとこんな感じだということだと思いますので、そういった点は後々と。基本設計、実施設計の段階には必ず必要になってくると思います。

委員

概算事業費で地域にお金が回ることが凄く重要かなと思っているので、安くするがために大手に出すということを前提とするときに、何とか地域にちゃんとお金が回るようなことを前提に色々と検討していただければという風に、個人的には思います。かなり大きな事業なので、そういった他の余波も地域にあると、経済性としても良いのかなという風に思います。

委員長

他に如何でしょうか。では、私の役目はここまででよろしいですか。その他の方で。

5. その他

事務局

第9回の会議については、年明け1月9日水曜日午前10時から、会場は同じこの場所で、第一会議室で行いたいと思います。その他、当初、場合によっては日程の追加もありますということを書いてきました。今の時点で行くと、1月9日以降、2月と3月の2回を考えていきたいと思っています。委員の皆さんにもその旨をご理解いただければと思っています。

委員長

1回目か2回目のときに、スケジュールは出来るだけ早く決めましょうというお話があったのですが、1月9日の会議の状況で、追加するかを判断するという理解でよろしいですか。

委員

委員会の役割はどこまで。場所の設定。

事務局

最初にお話した通り、基本計画（素案）が策定できるまでということ。

事務局 副市長

今度は、庁舎に盛り込むべき機能とか色々ありますので。その辺をご議論いただければ。

事務局

追加の日程について、まだ正式ではありませんけれども、2月14日午後1時半頃、あとは3月19日午前中を予定しています。

委員長

日程については、この場ではまとまらないと思うので。よろしく願いいたします。

6. 閉会

事務局

以上で、本日の委員会の方を終了させていただきます。大変お疲れ様でした。

（お疲れ様でした。の声）

（11時45分終了）